

令和8年（フ）第2972号
東京都江戸川区平井4丁目32－7－604
破産者 佐々木あすか
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2998号
神奈川県川崎市高津区上作延5丁目11－3－104
破産者 宮村 隆志
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2999号
東京都江戸川区南葛西2丁目9－9－202
破産者 斉藤 忠之
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3000号
東京都江戸川区南葛西2丁目9－9－202
破産者 斉藤 知恵
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3002号
東京都新宿区高田馬場1丁目24－27－101
破産者 綱 将晃
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3007号
東京都中野区南台5丁目20－5－203
破産者 市毛昭太郎

1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3023号
東京都杉並区下井草3丁目41－9－202
破産者 櫻田信太郎
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3062号
東京都東村山市青葉町1丁目21－3－102
破産者 齊藤 敬子
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3063号
東京都杉並区松庵1丁目22－8 ハウスサニーサイド
破産者 橋本 与慶
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3069号
東京都練馬区南大泉1丁目17－21
破産者 ターマセビ ハジバンド マスウード
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3105号
東京都大田区田園調布本町49－14 ハイタウン田園調布N.o. 2 207
破産者 並木 克磨
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3106号
東京都足立区鹿浜2丁目3－14－302
破産者 主計 朋之
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3130号
東京都江戸川区平井2丁目24－4－102
破産者 中居美枝子
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3155号
東京都品川区戸越2丁目1－11－102
破産者 青木 啓介
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3158号
東京都板橋区大谷口北町43－7－203
破産者 山田 まどか
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3163号
東京都世田谷区北沢2丁目17－4－202
破産者 鴨下 弘美
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3188号
東京都世田谷区粕谷4丁目12－9－203
破産者 亡村岡和徳相続財産

1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3221号
東京都墨田区墨田4丁目30－16－201
破産者 芹澤 忠興
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3226号
東京都足立区保木間1丁目13－10－203
破産者 濱本 麻衣
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3272号
東京都西東京市南町1丁目6－6－101
破産者 佐々木 望
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第5510号
東京都墨田区両国2丁目18番4号
破産者 株式会社海老屋総本舗
1 決定年月日 令和8年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8818号
東京都江戸川区中葛西5丁目16－19－202
ファーストコーポラス6
破産者 中橋 昌寛
1 決定年月日 令和8年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部